

令和元年11月15日

お知らせ：最新の気象データ等を反映した新たな地域の区分及び日射地域区分が設定されました。

1. 令和元年11月16日より、最新の気象データ等を反映した新たな地域の区分及び日射地域区分が設定されました。

※公布：令和元年11月7日 施行：令和元年11月16日

2. 経過措置として、令和3年3月31日までは、新旧の地域の区分及び日射地域区分どちらを使用して省エネ性能を評価してもよいこととされています。

3. 令和3年4月1日からは、以下の場合を除き、従前（平成28年省エネルギー基準の告示 別表第10）の地域の区分及び日射地域区分を使用することができないとされていますので、ご留意ください。

- ・令和3年4月1日までに従前の地域の区分及び日射地域区分を使用して、適合性判定、届出、性能向上計画認定を行った建築物の計画変更を行う場合
- ・令和3年4月1日に現に存する建築物の増築、改築又は修繕等を行う場合

以上